

平成25年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年4月10日(水)午後3時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者37名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 棒引 昭治	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子		23番 上森 力	24番 原 さだ
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 13番 山下 繁一 22番 那須 克

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 8番 森 敦孝 10番 丸屋 弘吉
議 長

皆さん、こんにちは。4月に入りまして大変忙しい時期でございますが、ご出席をいただきまして有難うございます。

新年度になりまして、異動の時期ということで、お世話になっております産業部、農業振興課、それから我々農業委員会の方でも異動がございました。ご挨拶にお見えでございますので、そちらから進めさせていただきたいと思っております。まず、前任の産業部福井部長が退職され新しく室井部長が着任をされてございます。それから農業振興課農政係長でお世話になりました木村係長が国体推進室へ異動という事で新しく吹揚係長がご就任をされてございます。また、事務局も5年間お世話になりました高田参事が中辺路行政局産業建設課長として栄転されることになりました。非常に残念でございますけれどひとつよろしく願います。後任といたしまして小倉係長が龍神の方からお見えでございます、またよろしく願います。それではそれぞれの皆さんにご挨拶を頂戴したいと思います。

室井産業部長 貴重な時間お借りしましてご挨拶させていただきます。この度の人事異動によりまして産業部長の任を拝しました室井利之と申します。平成20年に産業部が発足しまして、初代が前任の福井部長でございました。2代目の部長ということで、どうかよろしく願いたいと思っております。

吹揚農政係長 4月1日の人事異動で代わって来ました吹揚と申します。10年前に皆様にお世話になりました、ありがとうございます。10年経って帰ってきたわけですが、またいろいろご協力いただくところ多々あると思っております、よろしく願います。

木村前農政係長 この度の異動で7年間農業振興課にいましたが、人事異動で教育委員会の

国体推進室へ異動することになりました。7年間、皆様にはいろいろご無理を聞いていただきまして、またいろいろとご指導いただきましてありがとうございました。今度は国体が平成27年に迎えますのでまたいろいろとご協力願うこともあるかと思いますが、その時はよろしくお願ひします。長い間どうもありがとうございました。

高田前参事

今回の異動で中辺路行政局産業建設課長の任を拝命いたしました。皆さんにおかれましては5年間の長い間いろいろご指導賜りましてありがとうございました。5年の間には、平成20年の4月には、着任後すぐに視察旅行、平成23年6月には皆さんの改選等、皆さんと共に農地行政をしてきました。重ねて本当に会長さんはじめ皆さんにいろいろとお世話になりましたことをお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

小倉 係長

こんにちは、4月1日付で龍神教育事務所より農業委員会事務局に異動になりました小倉淳志と申します。龍神から来ましたが生まれも育ちも田辺になります。農業のことは全く分からないので皆様にいろいろとお世話になるとと思いますが、一生懸命頑張りますのでどうぞよろしくお願ひします。有難うございました。皆様方には、ほんとうにお世話になった方々有難うございました。また、今後とも農業委員会のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

議 長

それでは農業委員会のことでございますけれど、高田課長、小倉係長の歓送迎会につきましては、申し訳ございませんが役員の方で、農業委員会終了後させていただきますのでご了解をお願い申し上げたいと思ひます。

議 長

それでは、本日の欠席委員さんですが、13番の山下繁一委員さん、22番 那須克委員さんの2名欠席で、24番の原さだ委員さんから遅刻の連絡が届いております。

議 長

はい、それでは早速でございますけれど、議案審議のほどよろしくお願ひします。田辺市農業経営基盤強化の促進に関する利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

農業振興課の尾崎です、今年度も引き続きよろしくお願ひします。それでは初めに、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定、合意解約のほうから説明させていただきます。1番、 字 、畑の1,048㎡、貸人は 、 借人は 、 合意解約をした日は、平成25年3月25日です。もう1件追加で合意解約がございまして本日新たに配らしていただいている用紙です。1番、 字 、畑の456㎡、他4筆、合計面積1,489㎡、貸人は 、 借人は 、 賃貸借の合意解約をした日は、平成25年3月25日です。引き続き利用権設定について報告させていただきます。1番、 字 、畑の1,406㎡、貸人は 、 借手は 、 使用貸借の梅、期間は平成25年6月1日から平成26年5月31日の更新です。2番、 字 、他1筆、畑の795㎡、貸手は 、 借手は 、

、賃貸借の梅、年間1万円の持参払い、期間は平成25年5月1日から平成30年3月31日の新規です。3番、字、他4筆の畑の1, 353㎡、貸手は、借手は、使用賃貸の野菜、期間は平成25年5月1日から平成30年4月30日の新規です。4番、字、田の1, 553㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間1万5千円口座払い、期間は平成25年5月1日から平成30年4月30日の新規です。5番、字、他1筆、田の1, 411㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年米1.5表持参払い、期間は平成25年5月1日から平成26年4月30日の更新です。6番、字、畑の2, 255㎡、貸手は、借手は、使用貸借のみかん、期間は平成25年5月1日から平成27年4月30日、更新です。7番、字、畑の1, 035㎡、貸手は、借手は、賃貸借の野菜、年間3万円口座払い、期間は平成25年5月1日から平成28年3月31日、更新です。8番、字、畑の666㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。9番、字、畑の693㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。10番、字、他1筆、畑の1, 484㎡、貸手は、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。11番、字、田の1, 000㎡、貸手は、借手は、賃貸借の水稻、年間2万円の口座払い、期間は平成25年5月1日から平成28年4月30日、新規です。12番、字、畑の879㎡、貸手は、借手は、使用貸借の野菜、期間は平成25年5月1日から平成28年3月31日、新規です。13番、字、他3筆、田の3, 169㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。14番、字、他3筆、田の3, 561㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。15番、字、他1筆、田の1, 865㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。16番、字、田の959㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年5月1日から平成31年4月30日、新規です。17番、字、他1筆、田の2, 239㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稻、期間は平成25年5月1日から平成31年4月3

0日、新規です。18番、 字 、田の844㎡、貸手は 、借手は 、賃貸借の水稻、年間米30キロの持参払い、期間は平成25年5月1日から平成30年3月31日、新規です。合計18件、33筆、全体で27,167㎡、貸手17名、借手12名です。この18件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約の2件につきましてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。

議 長 続きまして、利用権の設定でございますけども、18件の内、 の案件が5件ございますので、まず13件ご審議をお願い申し上げます。1番。

議 番 委員 はい、 番です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

議 番 委員 番です。これは新規です。 が高齢なので をお願いしたので、異議ございません。

議 長 はい、3番

議 番 委員 番です。借手の は昨年中頃から貸し手を探していたのが決まりました。今はユンボも入れて、きれいな畑に整備され地元の者も非常に喜んでいきます。異議ございません。

議 長 はい、4番。

議 番 委員 番です。4番5番について異議ございません。 は農業のホープでございます、一生懸命頑張っております。異議ございません。

議 長 はい、6番。

議 番 委員 番です。6番について異議ございません。

議 長 はい、7番。

議 番 委員 番です。 7番について異議ございません。

議 長 はい、8番。

議 番 委員 番です。 と は親戚同士でございます。異議ござません。

議 長 はい、9番

議 番 委員 番です。9番10番、 はご主人が亡くなりまして、農業を続けることができないということで、今まで手伝ってもらっていたご夫婦に畑は預けるということで、異議ございません。

議 長 はい、11番。

議 番 委員 番です。異議ありません。借手の は青年就農給付金獲得者により異議ありません。

議 長 はい、12番。

議 番 委員 番です。異議ありません。

議 長 はい、18番。

住宅を建設するためです。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第2号1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。
それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は122㎡、他1筆、合計面積は412㎡、譲渡人は 、
、譲受人は 、 、贈与です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,487㎡、他1筆、合計面積2,887㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、
、売買です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が山林、現況は畑、面積は391㎡、他1筆、合計面積は3,376㎡です。譲渡人は2番と同じです、譲受人は 、 、売買です。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,567㎡、譲渡人は、2番に同じです、譲受人は 、 、
売買です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は484㎡、他2筆、合計面積は1,015㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、売買です。2ページをお願いします。6番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は85㎡、他26筆、合計面積が公簿は14,899㎡の内14,865.05㎡です。貸人は 、 、借人は 、
、使用貸借権の設定で期間は11年、経営移譲です。7番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は290㎡、譲渡人は、 、 、譲受人は 、 、売買です。8番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は671㎡、譲渡人は、 、 、譲受人は 、 、贈与です。以上8件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番
議 番 委員 はい、 番です。譲渡人と譲受人の二人は確か兄弟だったと思います。特に問題ございません。

議 長 はい、2番。
議 番 委員 はい、 番です。 は の方で から売買でいただきましたとのことで、に2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。
議 番 委員 番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。
議 番 委員 はい、 番です。 も家の近くで、売買で、4番は異議ございま

議 長 せん。

議 番 委員 はい、5番。

議 長 番です。異議はございません。

議 番 委員 はい、6番。

議 長 番です。息子さんに経営移譲で6番について異議ございません。

議 番 委員 はい、7番。

議 長 番です。異議ございません。

議 番 委員 はい、8番。

議 長 番です。異議ございません。

委員 全員 はい、議案第1号農地法第3条申請8件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

委員 長 それでは、そのようにさせていただきます。

議 長 はい、それでは続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は278㎡、他1筆、合計面積316㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、使用目的及び規模は住宅78㎡、駐車場238㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成10年9月30日農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意、共にございます。始末書がありまして内容は、私議、農地法第5条許可申請、並びに農地の形状変更を願ひ出る土地は、建設機械及び土砂等の一時保管場所や駐車場用地として使用する の土地に隣接しています。その関係から、申請地側に一部越境し同様に使用している部分があります。今回、隣接関係者の方の同意を得て埋立て、農地の形状を変更したいと思います。又、一部は弟が自宅を建築するため転用を計画しており、その用地は贈与する予定です。これらの許可申請等を申請するにあたり、一部一時的な利用でしたが、このことは申し訳なく思っております。弟も当地での住宅建築を切望しておりますので、何分のご配慮を賜りますようお願い申し上げます、というものです。住宅地の密集する地域にあり、近年周囲では住宅地が増加してきている、第2種農地です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6.23㎡、他1筆、合計面積34.23㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、使用目的及び規模は作業場敷地、34.23㎡、着工日、工事期間は許可の日より3ヶ月以内、平成25年2月12日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。別の土地との交換です。周囲を水路に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は426㎡です。貸人は 、 、借人は 、 、使用目的及び規模は住宅57.76㎡、駐車場・庭園368.24㎡、合計面積426㎡、着工日、工事期間は許

可の日より6ヶ月以内、平成25年2月12日に農用区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。使用貸借20年間設定です。周囲を住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は13㎡、他1筆、合計面積1,027㎡、譲渡人は、 、 、譲受人は、 、 、使用目的及び規模は太陽光発電パネル1,000㎡、着工日、工事期間は許可の日より2ヶ月以内、平成25年2月12日に農用区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。周囲を住宅地や山林に取り囲まれた小面積の農地であり、第2種農地です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,066㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、2分の1、 、2分の1、使用目的及び規模は住宅5棟221.1㎡、道路195.09㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成24年10月9日に農用区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。学校等の施設の近くにあり、住宅地が増加してきている地域にある、第2種農地です。6番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は100㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、使用目的及び規模は植林、杉30本、100㎡、着工日、工事期間は許可の日より10ヶ月内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共不要でございます。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は361㎡、譲渡人は6番に同じです、譲受人も6番に同じです、使用目的及び規模は物置1棟20㎡、車庫1棟24㎡、進入路81㎡、着工日、工事期間は許可の日より3ヶ月内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共不要でございます。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上7件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上7件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

2番 委員

2番です。去る4月8日に現地調査ということで、担当が私と向日委員でしたが当日向日委員が抜けられない用事があり私が担当しました。私と愛須局長と新しく来られた小倉さんと3人で、この日はかなり件数がありまして、第5条が7件と第2条が1件と形状変更が2件の併せて10件の現地調査を行いました。それでは、第5条1番から始めさせていただきたいと思います。1番について、場所は 、 の手前はかなり家も建っている中の田でした。現況は始末書にあったように少し埋め立てられてあったところを掘り上げて梅の苗木が植わっていました。理由としましては、兄から弟が譲り受けて家を建てるということと盛土約1mすると

ということ進入路と残りの土地を畑にするということです。現案件は、住宅と進入路でございます。隣接同意書がございます。また、水利組合の同意書もございます。排水は雑排水は合併浄化槽で雨水も同様に進入路の側溝を使って道路の側溝に落とすということでございます。ということで許可要件を充たしているものと思われま

す。2番、所在地は、
で、ここは水田転換の梅畑の中に、
の倉庫があり、その隣に
の梅畑があり、その倉庫の宅地と畑の境界が少し入組んでいるので真直ぐしたいということで問題はないと思います。3番、
の梅加工場の手前で、住宅が続いている中の田です。借人、
の奥さんの実家の田です。ここに10cm程盛土をして住宅と駐車場、庭園をということでございました。隣接同意書がございます。生活雑排水は合併浄化槽で急傾斜をパイプで側溝に落として谷川に放流します。雨水は道路の側溝へ流します。これも許可要件を充たしております。4番、
の梅集荷場の上側になります。現況は急傾斜の耕作放棄地で、土地はそのままに土台を作って太陽光発電パネルを乗せるということです。ですから、隣接農地には余り影響が無いかと思いますが隣接同意書がございます。排水は今の状態を触らないので自然浸透ということで許可要件は充たしていると思われま

す。ただ、事前着工が行われておりましたので、これに対する処理をよろしくお願いします。5番、
の100m程手前を右に入った30年前後の梅の木が植わった梅畑でございます。1m盛土し中央に道路を入れその両脇に建売住宅5棟建てるとということです。隣接同意書がございます。また、水利組合の同意書もございます。生活雑排水は合併浄化槽で宅地内の道路の側溝を使って道路の側溝に流すということらしいです。雨水も同様です。道を挟んで住宅が並んでおり住宅化された所でございますので、許可要件を充たしておるものと思われま

す。続きまして6番、7番、ここは同じ土地でございますので一緒にやらしてもらいます。7番は更地化されて雑種地のような状態の道沿いの土地です。その一段2m上に宅地があり、その背面の山が6番の植林にしたい土地です。そこは荒地というか木が生い茂っているので山林にしても問題がないと思われま

すし、過疎化が進んだ地域なので都会から来て住んでくれることは喜ばしいことかと思われま

す。許可要件も充たしておるものと思われま

すので、許可相当かと思われま

す。以上でございます。

議長

はい、有難うございました。ご苦労様でございました。向日様については、急にご不幸事があり代わりを立てられなかったということでご理解いただきたいと思われま

2番 委員

番です。代表委員さんの説明において異議ございません。

議長

3番 委員

はい、2番。

番です。現地は説明どおりで真直ぐにするだけということで異議ございません。

議長

4番 委員

はい、3番。

番です。は、
の孫娘の婿さんで、異議ありません。

議 長 はい、4番

番 委員 番です。農振除外の時分から太陽光発電パネルを設置すると聞いておったんですけども、農地の形はいらわないということで問題はないと思うんですけども、ただ、事前着工はどの程度のものか。パイプを搬入したとは聞いていましたが、それも事前着工になるのですか。

愛須 局長 太陽光発電パネルを乗せる足場、土台を組んでいましたので、始末書を出して欲しいと指導しており、出しますとのこと。

番 委員 地元委員としては何ら異議ありません。

議 長 はい、5番。

番 委員 番です。説明にありましたように、異議ございません

議 長 はい、6番。

番 委員 番です。6番7番について、異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請7件共異議なしとの事でございます。4番の 件のにつきましては始末書を要求していただいておりますし、まだという事なので、この件につきましては始末書が届き次第許可という事をお願いをしたいと思います。という事で、以上7件共異議なしとの事でございますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、4番についてそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 6ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在、 字 、地目は登記簿が畑、現況は宅地、面積は59㎡です。申請人は、 、 、理由は、当該地と隣接の宅地 は、同一所有者で一段の土地であった為、宅地と畑の区別なく利用していた。そのため、昭和51年 が の土地を借りて建物を建築した際、当該地も含めて1筆の土地だと思い利用し始めました。その後、平成1年に建物の増築に伴いコンクリートを敷き駐車場(倉庫)として利用しているということです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

2番 委員 2番です。 を右に細い道を上がった住宅が続いている中の1件でございまして、昭和51年に建物が建てられたのでコンクリート敷で宅地になっておりました。20年以上経っておりますので、非農地の証明要件を充たしていると思います。以上です。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。現況調査委員さんの説明のとおりでございます。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明1件異議

なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長 異議なし。

松平 主査 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 7ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は387㎡です。申請人は、 、 、変更理由は、盛土して、梅畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意共にございます。先程の第5条の始末書と同じで、ここにも始末書が書かれておりまして、内容につきましては先程の第5条と同様です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は254㎡、申請人は 、 、変更理由は盛土して、野菜畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より10ヶ月内、隣接同意、水利同意共にございます。農地の形状変更願以上2件ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見をお願いします。1番

2番 委員 2番です。1番、現地は5条の1番と同じ所でございます。宅地と進入路を造った残りの土地を形状変更して畑としたいという事でございます。隣接同意書がございます。水路は道路に沿ってございますので排水はそこで出来ると思いますし、道路に対しても側溝という一旦縁の切れる所がございますので、許可要件を充たしていると思います。2番、現地は通称 で の西側でございます。現況は湿田に近い状態で、50～60cm盛土して野菜畑として利用したいという事でございます。隣接の影響は北側の田について隣接同意書がございます。東は自分の田で、南と西は道路でございます。水路は道路に沿ってございますし、埋める高さも道よりは低いという事で、昇降路を付けて降りるという事でございますので道にも影響がないと思われまますので、許可要件を充たしております。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

議 番 委員 2番です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

議 番 委員 3番です。異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長 異議なし。

松平 主査 はい、それではそのように取り計らいをさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 8ページをお願い申し上げます。議案第5号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田、面積は218㎡、他に7筆ございまして、合計面積は2,733㎡です。作物

は現在休耕となっております。10アール当たりの収穫量も休耕のため掲げておりません。希望価格は全体で200万円から250万円です。所有者は、
、
です。2番、土地の所在は
字
、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,269㎡、作物は梅で10アール当たり収穫量は1,500kg、希望価格は5百万円です。所有者は
、
です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さん、園地の状況について、ご説明をお願い申し上げます。1番。

番 委員 番です。
は高齢で体を悪くしてしまっていて、3年ほど前から休耕のため気になって聞いてみたところあっせんして欲しいとのことで、隣近所の人も猪が入るのでどうにかして欲しいとのことがあります、あっせんになりました。場所は、
の一番奥の川向いで道はありませんが、日当たりはいい小さい畑が何枚がありまして、岸に水が出て沼地のような所で、場所は2箇所に分かれています。

議 長 はい、有難うございます。2番につきましては
の担当地域なので
から説明させていただきます。

番 委員 この物件につきましては、
から少し入った水田転換園の一枚の梅畑でございます。約20年生前後のちょっと最盛期の過ぎたような梅で今年もよくなっているところでございます。
はもう66.7歳で奥さんと年頃の娘さんと3人暮らして、この人は山林の木を倒すのが専門職で、勤めている会社は定年がなく仕事できる間は来てくれよというような有名な名人の方でございます。仕事をしながら3、4反の自宅の近くの梅畑を管理していたが、若干の負債処理ということで、この時期になかなか今の稼ぎで返していくのは難しいということで財産を処分しておきたいという願いがあったようで、地域として400坪弱の畑で500万の希望価格ということで高い部分はあるかと思うんですけども、これは相場よりも支払いたい借金から逆算した希望価格になっておりますので、その分負債を支払って少し残したいという希望の価格であるので、相場としては高いかなと気はいたしておるんですけど、あっせんをして欲しいとのお願いでの申請になってございます。以上です。

議 長 1番2番についてあっせんする事についてご異議ございませんか。
委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではお世話していただくあっせん委員さんを私のほうから指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは1番は
の物件でございますので、只今説明いただきました
、それから
、それから隣接でございます
、よろしくお願いを申し上げたいと思います。2番は
の物件でございますので、
、
と、
の
、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議 長 続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 9ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿5,060㎡の内58.2㎡、賃貸人は 、 、賃借人は 、 、賃貸借権を設定し、無線基地局工事をして鉄塔1本、機器装置一式を設置します。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号について、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。
続きまして追加議案がございます。上程させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、議案 、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号買受適格証明願(農地法第3条)について、以上2件一括上程いたします。それではまず報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 追加議案の1ページをお願いします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は456㎡、他4筆、合計面積1,489㎡、賃貸人は、 、 、賃借人は 、 、賃貸借の合意解約をした日は平成25年3月25日です。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。

議 長 続きまして、報告第2号買受適格証明願(農地法第3条)について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主事 追加議案2ページをお願いします。報告第2号買受適格証明願(農地法第3条)です。1番、土地の所在は 、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は362㎡、他に1筆ございまして合計面積は750㎡です。競売に付される土地の所有者の氏名は 、 、持分2分の1、 、 、持分2分の1です。申請人は 、 、入札期間は平成25年4月5日から、4月12日です。2番、土地の所在、地番、地目、面積、競売に付される土地の所有者の氏名は1番と同じです。申請人は 、 、入札期間は平成25年4月5日から、4月12日です。買受適格証明願(農地法第3条)以上2件報告させていただきます。

議 長 はい、有難うございます。只今の報告第2号につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

6番 委員 先月の委員会で、この買受適格証明願は異議なしで通ったのではないかと
議 長 先月は、別の方です。

議 長 はい、只今の報告第2号につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
（なしの声あり。）

議 長 それではないようでございますので、報告とさせていただきます。

議 長 はい、それではその他の案件でございます。3月の県の農業会議に提出を
いたしました4条2件、5条3件、事業計画変更（4条）1件につきまして
すべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。地籍調査の結果
について、事務局から説明申し上げます。

小倉 係長 田辺市新庄町字成川、字田中の地籍調査の結果について土地対策課から協
議があり、地元委員に確認済みであることを報告する。

議 長 はい、只今の新庄町の地籍調査の関係につきまして、何かご質問、ご意見
ございませんか。
（なしの声あり。）

議 長 はい、ないようでございますので、報告とさせていただきます。

議 長 本日予定をしておりました案件についてはすべて終了いたしました。

愛須 局長 歓送迎会の連絡をする。

15番 委員 農業者年金の勧誘についてお願い。

議 長 そうゆうことで、農業者年金について皆さん声かけをお願いしたいと思
いますので、よろしく申し上げます。他に皆様方から何かございませんか。
ないようでございますので、本日は長時間にわたりまして慎重にご審議い
ただきまして、本当に有難うございました。本日はこれで終了いたします。
有難うございました。

午後4時25分終了